

## 三鷹市みちパートナー事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、市民等の団体が三鷹市内の道路(以下「道路」という。)のパートナーになって美化活動を行うことにより、道路を美しく保つとともに、参加を通じて美化推進意識の向上を図ることを目的とする。

### (みちパートナーとなる団体)

第2条 みちパートナーとなる団体は、道路においてボランティアにより継続的に美化活動を行う市民等の団体で、構成員が5人以上のものとする。

2 小・中学生が前項の団体の構成員である場合は、小・中学生5人ごとに1人以上の成人の指導者(保護者又は教育関係者をいう。)を要するものとする。

### (参加手続)

第3条 前条の規定に該当する団体がみちパートナーになろうとするときは、みちパートナー参加届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、内容を審査し、当該届出をした団体がみちパートナーになることが適当であると認めるときは、みちパートナー合意書(様式第2号)を当該届出をした団体と取り交わすものとする。

### (清掃用品等)

第4条 この要綱によりみちパートナーに支給する清掃用品等は、次に掲げるものとする。

- (1) ほうき
- (2) ちり取り
- (3) 軍手
- (4) ごみ袋
- (5) 腕章
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める美化活動を行うために必要とする清掃用品等

### (清掃用品等の請求及び支給)

第5条 みちパートナー合意書を取り交わした団体(以下「みちパートナー」という。)が清掃用品等の支給を受けようとするときは、年度の初めに、清掃用品等請求書(様式第3号)により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、みちパートナーの構成員の人数に応じ、予算の範囲内で、清掃用品等の支給品目及び支給数を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定をしたときは、清掃用品等支給決定通知書（様式第4号）によりみちパートナーに通知するとともに、清掃用品等を支給するものとする。

（みちパートナーの活動内容）

第6条 みちパートナーの活動内容は、次のとおりとする。

（1）道路の美化活動を安全に行うこと。

（2）美化活動により収集したごみをごみ袋に入れ、市に連絡して処理を依頼すること。

（みちパートナーに対する助言等）

第7条 市長は、みちパートナーに対して、この要綱による美化活動に関し必要な助言又は指導を行うことができる。

（解散の届出）

第8条 みちパートナーは、第2条の要件に該当しなくなったときは、速やかに市長にみちパートナー解散届（様式第5号）を提出しなければならない。

（清掃用品等の返還）

第9条 市長は、みちパートナーが第2条の要件に該当しなくなったとき、又はみちパートナーが支給された清掃用品等をこの要綱の規定に違反して使用したときは、当該みちパートナーに対し、当該清掃用品等の全部又は一部を返還させることができる。

（保険）

第10条 みちパートナーにおいては、三鷹市市民活動災害補償保険を適用する。

（庶務）

第11条 みちパートナー事業に関する庶務は、都市整備部道路交通課において行う。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。